

京都府環境を守り育てる条例の規定に基づく特定施設使用全廃届について

1 届出の必要な場合	工場又は事業場に設置する特定施設（騒音、振動又は悪臭に係るものに限る。） のすべての使用を廃止したとき。 ○使用の廃止には更新は含まれません。
2 届出を行う者	特定施設設置届出又は特定施設使用届出をした者 ○法人の場合には、原則として、本社の住所・代表者の氏名を記入してください。
3 届出書類	第 10 号様式による届出書（別紙参照）
4 届出部数	3部 ○1部は窓口で返却します。
5 届出期限	特定施設のすべての使用を廃止した日から 30 日以内
6 罰則	届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、罰則の適用を受けることがあります。
7 提出先及び問合せ先	○工場又は事業場の所在地が北区、上京区、左京区、中京区、右京区 の場合京都市環境政策局環境企画部北部環境共生センター （ 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 左京区総合庁舎2階 TEL：075-701-9800 FAX：075-701-9810 ） ○工場又は事業場の所在地が東山区、山科区、下京区、南区、西京区、伏見区 の場合京都市環境政策局環境企画部南部環境共生センター （ 京都市南区西九条森本町62-1 TEL：075-671-0511 FAX：075-671-0322 ）

記入例

第10号様式（第11条関係）

※工場番号

※登録番号

特定施設使用全廃届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 京 都 市 長

届出者住所 〇〇府〇〇市〇〇区〇〇町〇〇

法人の場合には、本社の住所・代表者の氏名
を記載してください。

名称 株式会社 京都

ふりがな

代表者氏名

代表取締役 京都 太郎

ふりがな
担当者職氏名

施設課 京都 次郎

電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

特定施設のすべての使用を廃止したので、京都府環境を守り育てる条例第44条
第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称	株式会社 京都 御池支店		
工場又は事業場の 所 在 地	(電話番号〇〇〇-〇〇〇〇) 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地		
使用全廃の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
使用全廃の理由	御池支店の移転のため。		
※整 理 番 号		※受 理 年 月 日	年 月 日
※施 設 番 号		※審 査 結 果	

備考 ※印欄には、記入しないでください。